

議事要旨(3) 企業会計基準適用指針公開草案「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」について

石川研究員より、審議事項(3)「取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理(一括法)」等に基づき、事務局案の説明が行われた。説明の概要は、以下のとおりである。

(1) 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債(CB)に関する会計処理

- 本適用指針案では、発行者によるCB取得時の状態がイン・ザ・マネー(ITM)で、取得の対価が現金の場合と自社の株式の場合をそれぞれ取扱い、CB取得時の状態がアウト・オブ・ザ・マネー(OTM)で、取得の対価が現金の場合の処理については結論の背景で触れている。

発行者側の会計処理

- CB取得時の状態がITMで、取得の対価が自社の株式の場合に、取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われたときには、CBに付された新株予約権を投資家が行使することと経済的実質が同一であることから、取得価額は当該CBの帳簿価額に基づき算定することとした。それ以外の場合の取得価額は当該CBの時価に基づき算定することとした。

転換社債型新株予約権付社債権者側の会計処理

- 発行者による取得の対価が現金の場合には、CBの譲渡として処理し、対価が発行者(自社)の株式の場合には、CBに係る新株予約権を行使した場合に準じて処理することとした。

(2) 外貨建転換社債型新株予約権付社債の会計処理

- 本適用指針案では、外貨建転換社債型新株予約権付社債について、取得者側の会計処理と発行時に区分法を採用している場合の発行者側の会計処理を新たに取扱っている。なお、発行時に一括法を採用している場合の発行者側の会計処理については、実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」の定めを踏襲している。

上記説明に関し、委員等より以下の発言があった。

- 取得条項付のCBに関する会計処理の中で、「自己社債の取得に準じて処理する」とあるが、現状、自己社債の会計処理についての定めはないことから、本適用指針案の中で説明が必要と思われる。
- 取得条項付のCBについて区分法を採用している場合、取得時に新株予約権の対価部分と社債の対価部分に区分するときは、取得の対価額に基づき改めて区分することになるのではないか。
- 取得条項付のCBに関する会計処理に関し、取得の対価が現金と自社の株式の両方である場合に、会社計算規則の定めに従って処理を行うと、その他利益剰余金の減額が行われるときがある。払込資本の払戻しと利益の分配のどちらにも該当しないのに、利益剰余金の減額が行われることが理解できない。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。